

議案第74号

県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次のとおり県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決（平成4年3月19日議決）の一部を変更し、令和3年1月臨時県議会における補正予算分及び令和3年度分の市町村負担金から適用することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金	県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金

事業名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
1 かんがい排水事業 (1)・(2) 略 (3) 基幹水利施設ストックマネジメント事業 (4) <u>基幹水利施設更新事業</u> <u>(水管理施設)</u>	略 工事費の100分の10に相当する額。 ただし、 <u>末端支配面積100ヘクタール以上</u> （田以外は20ヘクタール以上）については、 <u>工事費の100分の14に相当する額</u> 。なお、 <u>鳥取市大井手地区に係る事業については、工事費の100分の15に相当する額</u>	

事業名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
1 かんがい排水事業 (1)・(2) 略 (3) 基幹水利施設ストックマネジメント事業	略 工事費の100分の10に相当する額。 ただし、 <u>鳥取市大井手地区に係る事業については、工事費の100分の15に相当する額</u>	

ア 中山間地域

イ ア以外のもの

2～30 略

備考 略

工事費の100分の
16に相当する額

工事費の100分の
21に相当する額

2～30 略

備考 略